

債権の管理に関する規則及び出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

債権の管理に関する規則及び出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第1条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては<u>総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては出納指導監</p> <p>(2)~(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては<u>総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては出納指導監</p> <p>(2)~(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>別表第1 (第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">知事 の 事 務 部 局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>資源循環推進課</td> <td>別に命ず る職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療推進課</td> <td>医療担当 課長</td> </tr> <tr> <td>児童家庭課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事 の 事 務 部 局	本庁	[略]	環境生活部	[略]	資源循環推進課	別に命ず る職員	[略]		保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	医療推進課	医療担当 課長	児童家庭課	[略]	<p>別表第1 (第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">知事 の 事 務 部 局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>資源循環推進課</td> <td>廃棄物対 策担当課 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>児童家庭課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事 の 事 務 部 局	本庁	[略]	環境生活部	[略]	資源循環推進課	廃棄物対 策担当課 長	[略]		保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	児童家庭課	[略]
組 織		職 等																																			
知事 の 事 務 部 局	本庁	[略]																																			
		環境生活部	[略]																																		
			資源循環推進課		別に命ず る職員																																
	[略]																																				
	保健福祉部	保健福祉企画室	[略]																																		
		医療推進課	医療担当 課長																																		
児童家庭課		[略]																																			
組 織		職 等																																			
知事 の 事 務 部 局	本庁	[略]																																			
		環境生活部	[略]																																		
			資源循環推進課	廃棄物対 策担当課 長																																	
	[略]																																				
	保健福祉部	保健福祉企画室	[略]																																		
		児童家庭課	[略]																																		

	[略]			
	復興局	<u>総務課</u>	[略]	
	出納局	[略]		
出先 機関	広域振 興局	[略]		
		沿岸広	[略]	
		域振興 局	水産部	<u>漁港漁村</u>
			水産振興セン ター	<u>課長</u>
		[略]		
	[略]			
	商工労 働観光 部に属 する出 先機関	[略]		
		岩手県福岡事務所	[略]	
		<u>岩手県工業技術集積支援 センター</u>	<u>次長</u>	
		岩手県先端科学技術研究 センター	[略]	
[略]				
[略]				

		<u>医療政策室</u>	<u>医務課長</u>	
	[略]			
	復興局	<u>総務企画課</u>	[略]	
	<u>国体・障がい 者スポーツ大 会局</u>	<u>総務課</u>	<u>総括課長</u>	
	出納局	[略]		
出先 機関	広域振 興局	[略]		
		沿岸広	[略]	
		域振興 局	水産部	<u>漁港管理</u>
			水産振興セン ター	<u>課長</u>
		[略]		
	[略]			
	商工労 働観光 部に属 する出 先機関	[略]		
		岩手県福岡事務所	[略]	
		岩手県先端科学技術研究 センター	[略]	
	[略]			
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。